

# 履 修 規 程

(教育課程)

第1条 教育課程は教育課程編成委員会の審議を踏まえ、学科会議の議を経て校長が決定する。

- (1) 現行の教育課程は学則第22条の別表(1-1, 1-2, 1-3 参照)に定める。
- (2) 本校の学生は、教育課程に定める授業科目を全て履修、修得しなければならない。

(授業科目)

第2条 理学療法学科、作業療法学科においては、各学年において履修する授業科目は、配当学年内に修了することを原則とする。

看護学科については、当該学年で不合格になった授業科目については、改めて単位を修得しなければならない。

(授業時間)

第3条 45分を1時間と換算し、90分を1校時とする。

日常の講義時間は、次のとおりとする。

	1校時	2校時	3校時	4校時
時 間	9:00～	10:40～	13:10～	14:50～
	10:30	12:10	14:40	16:20

但し、講師の都合により上記講義時間以外及び休日に授業を行うことがある。

2 遅刻、早退、欠課を、次のとおりとする。

- (1) 当該授業時間の30分未満出席しない場合を遅刻または早退とする。
- (2) 当該授業時間の30分以上出席しない場合を欠課とする。
- (3) 当該授業科目遅刻または早退2回で1回の欠課とする。

(学業成績の評価)

第4条 学業成績の評価は、次の評点によって行う。

合 格      秀    90 ～ 100点  
             優    80 ～ 89点  
             良    70 ～ 79点  
             可    60 ～ 69点

不 合 格    不 可    60点未満

2 成績は、成績表により学生に通知する。

(試 験)

第5条 学業の達成度をはかるため、試験を行う。

2 次に掲げる各号の一に該当する者は、試験を受けることができない。

(1) 当該科目の出席時間数が授業時間数の3分の1を超えて欠席した者。

(2) 授業料その他の納入金を所定の期日までに完納しない者。

(3) 試験開始時刻に、20分を超えて遅参した者。

3 病気その他やむを得ない事由により試験を受験できなかった者は、追試験の受験のため、当該科目の試験後1週間以内に「試験欠席届」に欠席理由等を記入し提出しなければならない。

病気欠席の場合は、医師の診断書等を必要とする。

4 正当な理由なく受験を放棄した場合は、当該科目の履修を無効とする。

5 試験は、授業科目ごとに筆記試験・レポート・論文・実技試験によって行う。

6 試験中に不正行為又は不正行為が疑われる者は、即試験を中止し、退席させることとする。尚、当該試験は無効且つ、当該学期に履修した全ての科目について成績評価を判定しないこととし、学生懲戒規程に基づき処分を行う。

#### (追 試 験)

第6条 追試験は、以下の各号に掲げるやむを得ない事情により試験を受験できなかった学生に対し行う。

(1) 病気（診断書等を要する。）

(2) 交通事情（交通機関の事情説明書を要する。）

(3) 忌引（父母もしくは保証人の証明書または死亡広告などを要する。）

(4) その他やむを得ない事項（試験欠席届に理由を記入し提出する。）

2 追試験の実施日時は、試験後の1週間以内に該当者に通知する。

#### (再 試 験)

第7条 再試験は、試験または追試験の結果不合格になった者について、当該科目につき行う。ただし、理学療法学科および作業療法学科は、別に定めた「試験に関する細則」によるものとする。

2 再試験の希望者は、「再試験受験申込書」に受験料（1科目につき2,000円）を添えて、再試験実施日の前登校日までに申し込まなければならない。

3 やむを得ない事由により再試験を受験できなかった者は、再試験の受験のため、当該科目の試験後1週間以内に「試験欠席届」に欠席理由等を記入し提出しなければならない。

4 再試験の結果合格した場合の成績の評価は可（60点）とする。

5 再試験が不合格になった場合は、原則として次年度に再履修しなければならない。ただし、学科会議または稟議書による申請に於いて校長が承認した場合に限り当該年度に再び試験等を実施して評価を受けることができる。

#### (学外実習)

第8条 理学療法学科及び作業療法学科において、当該学年の臨床実習科目を受講する場合、当該学年の教育課程における専門分野（専門基礎分野を含む）科目のうち1科

目でも不合格科目がある者は原則、臨床実習科目を受講することはできない。

- 2 理学療法学科、作業療法学科において、当該学年の臨床実習科目の単位を修得できない者は、進級できない。

#### 看護学科における実習の順序性

- 3 看護学科において、基礎看護学実習Ⅰの単位を修得した者が基礎看護学実習Ⅱを履修することができる。
- 4 基礎看護学実習Ⅱの単位を修得した者が、以降の実習を履修することができる。
- 5 看護学科において、臨地実習4単位が不合格になった場合は、以降の臨地実習を履修することができない。

#### (学外実習の評価)

第9条 学外実習の評価は、当該実習終了後、被評価者の評価表等の関係書類が整い次第学科会議等（稟議書含む）において行う。

- 2 理学療法学科、作業療法学科の臨床実習において、実習の出席時間数が80%に満たない者は評価を受けることができない。

看護学科において、臨地実習の出席時間数が授業時間数の3分の2に満たない者は評価を受けることができない。

- 3 前項に規定する実習の評価は、履修規程第4条に準じて行う。

#### (看護学科の再実習)

第10条 看護学科において、臨地実習科目が不合格になった場合は、原則として次年度に再履修しなければならない。ただし、学科会議において、校長が必要と認めた場合に限り当該年度に再実習を行い、評価を受けることができる。

- 2 前項の場合によらず、稟議書により申請を行い、この申請を校長が承認した場合は、前項の会議を経たものと同様の認定とする。
- 3 当該年度に評価できる実習単位は3単位以内とする。
- 4 評価の評点は、60点以上を合格とし、評価は可とする。
- 5 再実習に係る費用は自己負担とする。ただし、学内実習の場合は、履修規程第7条第2項に定める料金を前納する。
- 6 再実習を承認されて実施する場合には、(再・追)履修届・実習届を提出する。

#### (看護学科の追実習)

第11条 看護学科において、出席時間数不足のため臨地実習評価を受ける資格を喪失した場合は、履修規程第6条第1項に該当する事由か、またはこれらに準じた事由であるか否かを学科会議において協議し校長が認めた場合に限り、追実習を受けることができるものとする。

- 2 前項の場合によらず、稟議書により申請を行い、この申請を校長が承認した場合は、前項の会議を経たものと同様の認定とする。
- 3 追実習を承認されて実施する場合には、(再・追)履修届・実習届を提出する。

- 4 追実習の期間・時間は、欠席状況・実習内容の到達状況に応じて決める。
- 5 追実習の評点は、60点以上を合格とする。
- 6 追実習で合格できなかった場合は、次年度に再履修する。

(進級、留年)

第12条 理学療法法学科、作業療法学科において、当該学年に担当されている授業科目全てに合格した者は、進級とする。ただし、未履修科目が発生しても少数科目かつ次年度に再履修が可能と判断された者には、学科会議（稟議書含む）において校長が承認した場合に限り進級を認める。

3年次までに開講している全ての科目の単位を修得しなければ、原則として4年次には進級できない。

- 2 看護学科については、1年次の最低年間履修単位は40単位とする。

1年次と2年次に開講している全ての科目の単位を修得しなければ、原則として3年次には進級できない。

(卒業)

第13条 学則第22条に掲げる授業科目の全てに合格した者は、卒業とする。

第14条

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は、校長が決定する。

(そ の 他)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。